

有効期間 10 年の日本旅券の発給を申請できる年齢の引き下げ

2022 年 1 月 18 日
在ブリスベン総領事館

日本の民法の改正により令和 4 年 4 月 1 日に成年年齢が引き下げられることに伴い、旅券法の一部改正についても同日に施行され、有効期間 10 年の旅券の発給等を申請できる年齢が 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられます。

また、成年年齢の引き下げに伴い、旅券の発給等の申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢も 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられます。

上記 2 つが適用されるのは、令和 4 年 4 月 1 日以降の申請分からとなりますのでご注意ください。

旅券のダウンロード申請書については予め申請書を準備できるよう、3 月 1 日～3 月 31 日の期間は、4 月 1 日の時点で 18 歳以上となる方を対象に 4 月 1 日以降に申請するための「申請書ダウンロード」の選択肢が設けられますので、併せてご連絡します。

旅券ダウンロード申請書 URL

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.htm>